介護予防短期入所料金表(1割負担)

個室利用の場合(従来型個室)

◇基本サービス費

(単位)

	#5 ±+₩ 4	## ± + # O		
	要支援1	要支援2		
施設利用料	579	726		
※ 1	632	778		
サービス提供体制強化加算	I 2:	2.		
(I) (I) (I)	П 18	8		
	Ш 6			
夜勤配置加算	24			
1日の基本利用単位(点)	625	772		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	678	824		
○介護報酬1単位あたりの単価 6名	級地 10.27円	(円)		
1日の基本利用単位×10.27円	6,419	7,928		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	6,963	8,462		
利用者負担額(1割)	642	793		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	696	846		
食費	朝食300 昼食(おやつ	含)700 夕食700		
滞在費	1,728	3		
教養娯楽費	100			
日用品費	300			
1日の基本利用料金(概算)	4,470	4,621		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	4,524	4,674		

2人部屋・4人部屋利用の場合(多床室)

◇基本サービス費

(単位)

▽全本リーに入賞		(早127)			
	要支援1	要支援2			
施設利用料	613	774			
* 1	672	834			
サービス提供体制強化加算	I 22				
(I) (II) (II)	Ⅱ 18	8			
	Ш €	6			
夜勤配置加算	24				
1日の基本利用単位(点)	659	820			
サービス提供体制強化加算(I)の場合	718	880			
○介護報酬1単位あたりの単価 6	級地 10.27円	(円)			
1日の基本利用単位×10.27円	6,768	8,421			
サービス提供体制強化加算(I)の場合	7,374	9,038			
利用者負担額(1割)	677	842			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の場合	737	904			
食費	朝食300 昼食(おやつ	含)700 夕食700			
滞在費	437	· ,			
教養娯楽費	100				
日用品費	300				
1日の基本利用料金(概算)	3,214	3,379			
サービス提供体制強化加算(I)の場合	3,274	3,441			

介護予防短期入所料金表(2割負担)

個室利用の場合(従来型個室)

◇基本サービス費

(単位)

▽全年リーに入員		(早四)		
	要支援1	要支援2		
施設利用料	579	726		
<u>*1</u>	632	778		
サービス提供体制強化加算	I 2:			
	I 18	8		
	Ш → 6	3		
夜勤配置加算	24			
1日の基本利用単位(点)	625	, 772		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	678	824		
○介護報酬1単位あたりの単価 6	級地 10.27円			
1日の基本利用単位×10.27円	6,419	7,928		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の場合	6,963	8,462		
利用者負担額(2割)	1,284	1,586		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	1,393	1,692		
食費	朝食300 昼食(おや	つ含)700 夕食700		
滞在費	1,728	3		
教養娯楽費	100			
日用品費	300			
1日の基本利用料金(概算)	5,112	5,414		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	5,221	5,520		
	The same of the sa	The second secon		

2人部屋・4人部屋利用の場合(多床室)

◇基本サービス費

(単位)

マエイン こハ気		\ +11/		
	要支援1	要支援2		
施設利用料	613	774		
*1	672	834		
サービス提供体制強化加算	I 2	2		
(I) (II) (III)	I	8		
	Ⅲ €	3		
夜勤配置加算	24	·		
1日の基本利用単位(点)	659	820		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	718	880		
○介護報酬1単位あたりの単価 6	級地 10.27円	(円)		
1日の基本利用単位×10.27円	6,768	8,421		
サービス提供体制強化加算(I)の場合	7,374	9,038		
利用者負担額(2割)	1,354	1,684		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の場合	1,475	1,808		
食費	朝食300 昼食(おや	つ含)700 夕食700		
滞在費	437			
教養娯楽費	100			
日用品費	300			
1日の基本利用料金(概算)	3,891	4,221		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の場合	4,012 4,345			

介護予防短期入所料金表(3割負担)

個室利用の場合(従来型個室)

◇基本サービス費

(単位)

	(早世)
要支援1	要支援2
579	726
632	778
I 2	2
Ⅱ 18	8
Ш €	
24	
625	772
678	824
及地 10.27円	(円)
6,419	7,928
6,963	8,462
1,926	2,379
2,089	2,539
朝食300 昼食(おや	つ含) 700 夕食700
1,728	3
100	
300	
5,754	6,207
5,917	6,367
	579 632 I 2: II 1: III 6: 24 625 678 3世 10.27円 6,419 6,963 1,926 2,089 朝食300 昼食(おや 1,728 100 300 5,754

2人部屋・4人部屋利用の場合(多床室)

◇基本サービス費

(単位)

▽坐介ノ こハ貝		(十四/
	要支援1	要支援2
施設利用料	613	774
※ 1	672	834
サービス提供体制強化加算	I 2	2
(I) (II) (II)	1 1	8
		3
夜勤配置加算	24	
1日の基本利用単位(点)	659	820
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の場合	718	880
○介護報酬1単位あたりの単価 6	級地 10.27円	(円)
1日の基本利用単位×10.27円	6,768	8,421
サービス提供体制強化加算(I)の場合	7,374	9,038
利用者負担額(3割)	2,030	2,526
サービス提供体制強化加算(I)の場合	2,212	2,711
食費	朝食300 昼食(おや	つ含)700 夕食700
滞在費	437	
教養娯楽費	100)
日用品費	300	
1日の基本利用料金(概算)	4,567	5,063
サービス提供体制強化加算(I)の場合	4,749	5,248

◇その他の加算

(単位)

<u> </u>	` ' ''
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) ※1の表の値の値の合計が40以上60未満の場合に1日につき加算	51
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51
※1の表の値の値の合計が70以上の場合に1日につき加算	9 !
個別リハビリテーション実施加算	240
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行った場合に1日につき加算	240
若年性認知症受入加算1	120
若年性認知症の入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に1日つき加算	120
送迎加算	101
ご自宅まで送迎を行った場合に片道につき加算	184
療養食加算	8
療養食が提供された場合に1食につき加算(1日3回限度)	
緊急時施設療養費	518
救命救急医療が必要な場合に応急的な治療管理として、投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に算定	0.10
総合医学管理加算	
治療管理を目的とし、指定短期入所療養介護を行った場合に算定(10日限度)	275
緊急時施設療養費を算定した日は算定しない	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	ご利用単位数×75/1000

◇その他のご利用負担

(円)

		生駒市内	生駒市外
特別室料(入所期間中1日あたり)	個室	1,650	3,300
	2人部屋	825	1,650
電気代(1点につき、入所期間中1日あたり)	55		
理美容代	実費負担相当額		
文書料	実費負担相当額		

- ○その他、必要な費用等については、別途算定いたします。
- ○食費及び居住費については、所得により減免制度がありますので、市町村に問い合わせのうえ申請、認定を受けてください。

※1. 下記の要件に応じて算定します

7O以上→ 強化型(施設利用料下段を算定)+在宅復帰·在宅療養支援機能加算(Ⅱ)

60以上→ 強化型(施設利用料下段を算定)

40以上→ 基本型(施設利用料上段を算定)+在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)

20以上→ 基本型 (施設利用料上段を算定)

在宅復帰・在宅療養支援指標	票					
下記の評価項目(①~⑩)について、項目に応じた値(最高値:90)						
① 在宅復帰率	50%超 2	0	30%超	10	30%	以下 0
② ベット回転率	10%以上 2	0	5%以上	10	5%未	満 O
③ 入所前後訪問指導割合	35%以上 1	0	15%以上	5	15%末	<満 O
④ 退所前後訪問指導割合	35%以上 1	0	15%以上	5	15%末	<満 O
⑤ 居宅サービスの実施数	3サービス 5		ナービス 3 問リハを含む)	2サーヒ	ゴス 1	Oサービス O
⑥ リハビリ専門職の配置割合	5以上 5 (PT・OT・ST配置)	Ę	5以上 3	3以L	<u> </u>	3未満 0
⑦ 支援相談員の配置割合	3以上 5 (社会福祉士配置あり)		3以上 3 会福祉士配置なし)	2以」	_ 1	2未満 0
⑧ 要介護4又は5の割合	50%以上 5	5	35%以上	3	35%	≷満 O
⑨ 喀痰吸引の実施割合	10%以上 5	5	5%以上	3	5%未	満O
⑩ 経管栄養の実施割合	10%以上 5	5	5%以上	3	5%未	満O

※2 教養娯楽費

レクリエーションやクラブ活動で使用する折り紙・絵具・粘土等、また風船、ボール等の遊具、 ビデオ、カラオケソフト等の提供費用

※3 日用品費

せっけん、シャンプー、リンス、歯ブラシ、ペーパータオル、トイレットペーパー等の提供費用